

中心商店街駐車場が完成しました！

中心商店街の景観形成および利便性向上を目的として整備を進めていた無料駐車場が完成し、利用を開始しました。

この駐車場は、商店街でのお買い物や食事などの際に、どなたでも無料でご利用いただけます。これまで駐車スペースの不足が課題となっていました。本駐車場の整備により、より気軽に商店街をご利用いただける環境が整いました。

商店街には、地域に根ざした魅力ある店舗が数多くあります。ぜひ無料駐車場をご活用いただき、商店街でのお買い物や散策をお楽しみください。



【所在地】木造千代町58(川嶋新聞店向かい)

【駐車可能台数】28台

【利用料金】無料

【利用時間】毎日24時間利用可能。ただし、市が主催、共催または後援する事業を行う場合など、駐車場の利用を禁止または制限することがあります。

【利用上のルール】

- ・24時間を超えて継続して車両を駐車しないこと。
- ・他の車両の駐車を妨げないこと。
- ・駐車場の施設、設備および他の車両を汚損し、または滅失するおそれのある行為をしないこと。

【問い合わせ先】商工労政課 電話42-2111(内線419)

田小屋野土器づくり体験講座の開催について

縄文土器・土偶の再現作家である田野紀代子氏を講師にお招きし、田小屋野貝塚の円筒土器をモデルとした土器づくり体験講座(計2回)を開催します。土器を作りながら、縄文文化への理解を深めてみませんか？

▼対象 象：市内在住のおおむね15歳以上で、講座に連続して参加できる方(先着10人)

▼講座内容：第1回 土器の形作りと文様付け 第2回 土器の野焼き

▼日時・場所：第1回 8/23(日)10時～16時 松の館 会議室B

第2回 10/3(土)10時～15時 縄文遺跡案内所の南側敷地(木造館岡上稲元176-84)

(雨天の場合、野焼きに関する講義を開催。野焼きの代替日は10/31(土)を予定)

▼持ち物：第1回 エプロン、手拭きタオル(粘土で汚れてもよいもの)、弁当、飲み物

第2回 軍手、手拭きタオル、帽子、弁当、飲み物

(第2回は木綿製の長袖や動きやすいスニーカーなどを着用)

▼申し込み：8/7(金)までに文化財課へ電話でお申し込みください。(先着順)

【問い合わせ先】文化財課 電話49-1194



カイトちゃんとタマキちゃん

森田歴史民俗資料館の展示をリニューアルしました！

森田歴史民俗資料館は、展示資料の入れ替えや解説パネルの充実により、石神遺跡の特徴をより分かりやすく伝える展示となりました。国指定重要文化財の人面付き土器や板状土偶をはじめとする多くの逸品を展示していますので、この機会にぜひご覧ください。

▼開館日時：水・土・日曜日(年末年始を除く)9時～16時

▼場所：森田町森田月見野340-2

▼料金：一般200円、高校・大学生100円、小・中学生50円

【問い合わせ先】文化財課 電話49-1194



戦没者追悼・平和祈念式

戦争により亡くなられた方（戦没者1,325名）を追悼し、併せて恒久平和を祈念するため、つがる市戦没者追悼・平和祈念式を開催します。

戦没者遺族以外の一般参加の市民におかれましても、御参列および御献花が可能となっておりますので、多数のご参加をお願いいたします。

※事前の申し込み等は不要ですので、直接会場にお越しください。

▼日時：8月7日(金)10時～ ▼場所：松の館 交流ホール

【問い合わせ先】福祉課 電話42-2111(内線247)



金婚・ダイヤモンド婚を迎えられたご夫婦へ

「つがる市福祉顕彰式」において、金婚（結婚50周年）・ダイヤモンド婚（結婚60周年）を迎えられたご夫婦に対し、顕彰状と記念品を贈呈します。下記に該当する方は、8月14日(金)までに福祉課または、つがる出張所・稲垣出張所・車力出張所へお申し出ください。

金 婚

昭和51年1月1日～昭和51年12月31日の間に結婚の届け出をしたご夫婦

ダイヤモンド婚

昭和41年1月1日～昭和41年12月31日の間に結婚の届け出をしたご夫婦

▼日時：9月10日(木)14時から

▼場所：松の館 交流ホール

【問い合わせ先】福祉課 電話42-2111(内線247) つがる出張所 電話27-5067

稲垣出張所 電話46-2111 車力出張所 電話56-2111



児童扶養手当「現況届」のお知らせ

児童扶養手当を受給されている方には、所得額および受給者の資格要件を確認するため、毎年「現況届」の提出をお願いしています。

対象となる方には、関係書類を7月末に郵送しますので、必要事項をご記入の上、下記提出期間内に必ず提出してください。

提出されない場合は、11月以降の手当（翌年1月支給分）が受けられなくなります。

提出期間 8月3日(月)～8月31日(月)

持参する物 ①現況届用紙 ②養育費等に関する申出書 ③児童扶養手当証書
④その他必要書類（5月末に送付済みの一部停止除外事由届出書など）

提出先 子育て健康課、稲垣出張所、車力出張所 ※つがる出張所では受け付けていません。

【問い合わせ先】子育て健康課 電話42-2111(内線304)



ごみの野焼き(ドラム缶等での焼却)の禁止について

ごみの野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されており、違反した場合は5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金(またはその両方)、さらに法人に対しては、最大3億円の罰金が科せられることがあります。

よくある「ドラム缶での焼却」や「穴を掘っての焼却」も違法です。また、基準を満たしていない簡易焼却炉の使用も認められていません。

野焼きによる煙は、環境に悪影響を与え、近隣住民への迷惑や健康被害を引き起こす可能性があります。特に、有害物質を含む煙が発生することもあります。

そのため、**ごみの野焼きによる灰は市で回収しません。**従来通り、薪ストーブを使用する際に出る燃焼灰のみ回収しますので、必ず決められた方法でごみを処分してください。

【問い合わせ先】市民課 電話42-2111(内線267)

